

野田市告示第 217号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年7月12日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 108枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-6-1	立看板 はり札	— 4	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和5年6月6日 午前9時から午後4時	令和5年6月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-2	立看板 はり札	— 25	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和5年6月6日 午前9時から午後4時	令和5年6月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-3	立看板 はり札	— 8	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和5年6月14日 午前9時から午後4時	令和5年6月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-4	立看板 はり札	— 20	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和5年6月14日 午前9時から午後4時	令和5年6月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-5	立看板 はり札	— 5	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道5227 7～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1 390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪新町	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-6	立看板 はり札	— 38	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～2 220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-7	立看板 はり札	— 6	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～12 40～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-6-8	立看板 はり札	— 2	市道1280～62317～62311～62310～6230 4～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	令和5年6月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	